

(総則)

第1条 発注者と受注者とは、標記の委託契約書（以下「契約書」という。）に記載の委託業務（以下「委託業務」という。）に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、これを履行しなければならない。

(委託業務の執行)

第2条 発注者は受注者に委託業務の執行を委託する。

2 前条に規定する委託業務の内容は、別紙仕様書のとおりとし、受注者は、常に善良な管理者の注意をもって委託業務を実施するものとする。

3 受注者は、発注者が委託業務の仕様書に定めるもののほか、関連する事項については、その都度協議する。

(一括再委託の禁止)

第3条 受注者は、業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(下請契約等の締結及び通知)

第4条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、書面をもって契約を締結するように努めなければならない。

3 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を金沢市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

4 受注者は、委託業務に必要とする材料等に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は金沢市内に本店を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する材料等は金沢市産とするよう努めなければならない。

(現場責任者)

第5条 受注者は、委託業務のうち、次の事項について受注者を代理して受注者の従業員を直接指揮命令する現場責任者を選任するものとする。

- (1) 受注者の従業員の指揮監督及び業務処理
- (2) 委託業務履行に関する発注者との業務連絡及び調整
- (3) 発注者からの仕様書に基づく注意事項の受任及び仕様書の特別発生事項の承諾
- (4) その他この契約の目的達成に必要な事項

2 発注者は、委託業務の履行に関する発注者としての注文、指示等を受注者の選任した現場監督者に対して行うものとする。

(法令上の責任)

第6条 受注者は、委託業務の処理に当たる受注者の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令による全ての責任を負うものとする。

(規律維持)

第7条 受注者は、委託業務の処理に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び作業規律の維持に責任を負うものとする。

2 受注者は、受注者の定める制服を着用させ、氏名を明示し、受注者の従業員であることを明確にするものとする。

(委託業務結果報告書)

第8条 受注者は、次条第2項に定める場合にあっては別表に掲げる期間ごとに、それ以外の場合にあっては契約期間の終了時に委託業務の執行の結果を記載した報告書（以下「委託業務結果報告書」という。）を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により委託業務結果報告書の提出を受けたときには、これを審査し、適当と認めたときは、受理するものとする。

(委託料の支払い)

第9条 発注者は、前条第2項の規定による委託業務結果報告書に添えて請求書を受領したときは、その日から30日以内に請求された委託料を受注者に支払わなければならない。

2 委託料を月額又は回数に分けて支払う場合は、別表のとおりとする。

(委託料の減額)

第10条 発注者は、受注者が委託業務の一部を執行しなかったときは受注者と協議のうえ、委託料の一部を減額することができる。

(契約の解除)

第11条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が契約書及びこの約款に違反したとき。
- (3) 受注者がこの契約によって生じた権利又は義務を第三者に委託し、又は請け負わせ、若しくは譲渡したとき。
- (4) この契約に関し、公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該排除措置命令又は納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (5) この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（こ

- これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (6) 排除措置命令又は納付命令により、受注者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (7) この契約に関し、受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）に対し、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条の規定による刑が確定したとき。
- (8) 受注者が、正当な事由がなく着手すべき時期を過ぎてても着手しないとき。
- (9) この契約の履行にあたって、受注者が法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (10) 委託業務の執行が著しく困難になったことその他やむを得ないと認められる事由によって、受注者がこの契約の解除を申し入れたとき。
- (11) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らなから、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 受注者は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、発注者に対しその損害の賠償を求めることはできない。
- 第12条 発注者は、委託業務を完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その額は、受注者と協議して定めるものとする。
- (契約が解除された場合の違約金)**
- 第12条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第11条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 発注者は、第1項の規定により違約金を徴収する場合に

において、受注者が契約保証金の納付又はこれに代わる担保を提供しているときは、当該契約保証金又は担保をもって当該違約金に充当することができる。ただし、当該担保が金沢市契約規則(平成15年規則第1号)第31条において読み替えて準用する金沢市契約規則第5条第1項第6号に掲げるものである場合にあっては、第11条第1項第11号の規定により契約が解除された場合を除く。

(損害賠償)

第13条 受注者は、委託業務の執行によって発注者の建物及び設備等に損害を与えたときは、発注者に対してその損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第14条 受注者は、委託業務の執行によって第三者に損害を与えたときは、一切自己の責任においてこれを解決しなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 受注者は、個人情報(金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成3年条例第2号。)第2条第2号に規定する個人情報をいう。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 受注者は、この契約による業務に従事しているものに対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

4 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を収集するときは、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 受注者は、あらかじめ発注者の書面による指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

7 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

8 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認がある

ときを除き、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

9 受注者は、発注者の承認により、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いを第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、発注者が受注者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を、当該第三者に書面により求めるものとする。

10 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了(業務中止及び業務廃止を含む。)後直ちに発注者に返却し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

12 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理状況について、随時、実地に調査できるものとする。

13 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取り扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(秘密の保持)

第16条 受注者は、この委託業務の執行により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(談合その他不正行為の場合の損害賠償)

第17条 発注者は、受注者が第11条第1項第4号から第7号までのいずれかに該当したときは、契約の解除の有無にかかわらず、契約金額の100分の20に相当する損害賠償金を徴収する。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

(1) 受注者が第11条第1項第4号から第6号までのいずれかに該当する場合で、同条に規定する排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるとき。

(2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が第11条第1項第7号の規定に該当する場合で、当該受注者に対する刑の確定が刑法第198条の規定によるものであるとき。

2 発注者は、受注者が第11条第1項第7号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、損害賠償金として、前項に規定する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を徴収する。

- (1) 第11条第1項第4号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
 - (2) 第11条第1項第7号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を、発注者に提出しているとき。
- 3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

(規定の適用)

第18条 この契約に定めるもののほか、金沢市契約規則の定めるところによる。

(疑義の決定)

第19条 この契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者との協議のうえ定めるものとする。